

平成 27 年 3 月 11 日

一般社団法人全国柔道整復師連合会
会長 田中 威勢夫 殿

本 部 福岡県春日市春日原東町一丁目 21-1
事務局 茨城県つくば市榎戸 748-2 沼尻産業ビル 3F
一般社団法人日本超音波骨軟組織学会
会長 山田 直樹 殿
TEL: 029-838-0884 / FAX: 020-4669-0176



一般社団法人日本超音波骨軟組織学会の活動への支援依頼並びに
柔道整復師による超音波診断装置の保険請求（検査料）に関する要望書（お願い）

本学会は、運動器領域における骨・軟部組織を対象に、安全な超音波技術を用いた観察法・診察法を確立するため、超音波音響工学と解剖学・組織学の基礎学理を用いて生体情報観察の応用に関する研究の情報交換を行い、柔道整復、スポーツ医科学、整形外科等の関連諸科学分野への臨床的な応用普及を図り、社会ならびに実務に反映させることを活動の目的として、平成 6 年(1994 年)発足以降、全国各地で都道府県ごとの研究会を立ち上げると共に、各地での学会員による研究発表の他、日本柔道整復接骨医学会などの他団体でも研究発表を続けるなど、学会として常に研鑽してまいりました。また、当会ではスポーツ医科学分野の医師や大学教員のご協力なども頂き、超音波診断装置の実技指導も続けてまいりました。

その結果、各地での実績が功を成し、会員数が次第に増える事に合わせ、平成 13 年の春に全国各地に立ち上げた研究会を 1 つにまとめ上げ、日本超音波骨軟組織学術研究会として誕生致しました。以後、平成 16 年には法人化する事が採決され、現在の一般社団法人日本超音波骨軟組織学会に至ります。

また、本学会の会員の多くが超音波診断装置の正しい取扱いの他、学術知識や技術スキルを向上させ、従来目視による判断と手技療法に加え、エビデンスに基づいた治療計画を提示できるようになりました。そこで、本学会の運動器系超音波技師のレベルアップを目的として認定資格制度を設定しております。

今後、業界全体で超音波画像を利用した研究を進める事で、エビデンスに基づいた柔道整復師の理論を構築し、業界内部の学術や技術の底上げを行う事が、業界を更に向上させていく手段ではないかと考えております。今後とも本学会に対する貴会のさらなるご支援、ご指導を切にお願い致します。

超音波診断装置の保険請求につきましては、平成 15 年 9 月 9 日医政医発第 0909001 号の厚生労働省医政局医事課長が岐阜県健康局長に出された通達文にて現在、超音波診断装置による検査ができておりますが、国が社会的な確立した資格とは認めていないのではないかと推察致します。今後、柔道整復師が超音波診断装置を将来にわたり使用できるためには、超音波診断検査料を国が保険適用として認めて頂くことが至要と考えております。

本学会としまして今日まで患者様に超音波診断装置の利用にあたり、事前に別途料金が掛かることを説明し、了解を得なければならない事を運用規定に明記し、患者様にも見えるように料金を明確に掲示することを推奨しております。

会員が医療機器として承認された超音波診断装置を導入する場合、装置そのものが高額であり、消耗品としてプローブやゲル等のランニングコストも発生致します。

また、画像をデジタルデータとして記録するためのパソコンや印刷機他周辺機器も必要であり、大きな経済的負担を背負っております。経済的負担が軽くなれば今後、超音波診断装置の普及率を高まることになり、本学会のみではなく、業界全体が視診・問診・触診・徒手検査法等と超音波技術を併用することで観察法・診察法の向上とエビデンスに基づいた柔道整復師の理論の構築に大きく貢献すると共に、地域住民の信頼を得ることができると考えております。

つきましては、超音波診断装置を使用して行った場合の検査料の保険適用を認めて頂けるよう関係省庁への働きかけを切にお願い申し上げます。